

J. A. ホブスンにおける国際政府構想の展開*

尾崎邦博

John Atkinson Hobson is known as an acute critic of imperialism. In this paper Hobson's ideal of international government is explored. Profoundly influenced by the Hague Peace Conference, he came to regard arbitration as a useful method for peaceful settlement of international disputes and hoped that the moral and intellectual progress of internationalism would enable an international fabric more powerful than the Hague court to be established. During the Great War, his ideal of international government ripened into the scheme of a League of Nations. This League was to be composed of the international judicial bodies, which performed the functions of arbitration, inquiry and conciliation, and the representative international council, which had the judicial, executive, and legislative powers for the prevention and settlement of international disputes. But the establishment of the League of Nations in 1920 greatly disappointed him, because the League seemed to be the new Holy Alliance of the Allied powers. Revealing the structural defects of the League, he insisted that the harmonious development of democracy and internationalism should be required for the reformation of the League.

I. はじめに

イギリス新自由主義を代表する思想家であるジョン・アトキンソン・ホブスン（John Atkinson Hobson, 1858-1940）は、帝国主義の先駆的な研究書である『帝国主義論』（1902）の著者として知られている。50年以上にわたる彼の思想的奮闘のうち、最も注目され研究されてきているのがこの分野であることは今更言うまでもない。しかし、多岐にわたる分野で膨大な著作を残した彼の思想は、帝国主義論や、『産業の生理学』（1889）で提唱された過少消費説を除けば、十全に解明されているとは依然として言い難いのが現状である。本稿において解明しようとする論点は、帝国主義の時代的趨勢のなかで芽生えた、国

際的な統治機構をめぐる彼の構想の展開である。そしてこうした分野を扱った彼の著書としては、第一次世界大戦中に公刊された『国際政府に向けて』（1915）があるのだが、無論その知名度は『帝国主義論』と比べればきわめて低い。

しかし、『帝国主義論』を精読すれば、こうした国際的な統治機構の問題は既にそのなかで芽生え始めていることが分かるはずである。そして「国際政府（international government）」という言葉さえ、數か所ではあるがはっきりと使用されているのである。具体的に言えば、その問題が取り上げられている部分は、第二篇「帝国主義の政治学」の第二章「帝国主義の科学的擁護」である。この章ではホブスンは、帝国主義という歴史的

* 論文審査受付日：2007年3月30日。採用決定日：2007年8月2日（編集委員会）

趨勢を社会進化論的な見地から把握しようとしている¹⁾。その場合、列強諸国の帝国主義的な闘争は、弱肉強食的な「生存のための闘争」の国際的な規模での発現形態として解釈され得た。そしてこうした諸国民間の粗野で野蛮な帝国主義的闘争を、より高次の水準における諸文明間の有益な競争へと引き上げるために、競争の調整者および判定者としての国際的な機構が必要であると彼は考えている。そこではこうした機構は、弱いが価値のある小国国民を保護し、強力で侵略的な国民を抑制して、「国民の自己表現の機会の平等」(Hobson, 1902, p. 204. ホブソンの著作からの引用では Hobson を省略する) を確保することが期待されている。ところが、『帝国主義論』のなかでこうした機構の構想が提出されていることは、従来十分に注目されてきてはいない。

ここでホブソンについての研究史を簡単に回顧しておけば、従来の彼についての思想史的学説史的な研究は、多くが帝国主義論を主たる対象としていたことは周知の通りである。ところが、帝国主義に代わり得るような理想的な国際秩序をめぐる彼の構想に焦点を定めた研究はきわめて少なかった²⁾。こうした分野において長年研究を主導してきた P. ケイン (Peter Cain) の『ホブソンと帝国主義』(2002) でさえ、ケインの研究的関心を考慮すれば仕方ないことではあるが、国際的な統治機構の問題はごく簡単に触れているにすぎない。そうしたこれまでの状況を打破した著作が、D. ロング (David Long) の『新自由主義的インターナショナリズムに向けて-J. A. ホブソンの国際関係理論』(1996) である。ロングの著書は、ホブソンの帝国主義論とインターナショナリズムをめぐる数多くの著作

を読み解いてホブソンの「新自由主義的」国際関係理論を再構成しようと企てた労作である。しかし、国際関係論の専門家らしく、ロングの研究ではホブソンの国際関係理論を抽出することに主眼がおかれていたために、前述の『国際政府に向けて』の内容がその中の一章で論じられているけれども、ホブソンの帝国主義批判のなかでこうした国際的な機構の構想が胚胎されていった歴史的な文脈や背景が十分に論じられていない、という不満を感じざるを得ない³⁾。

そこで本稿では、ホブソンの構想の歴史的な背景にも十分に目配りしつつ、彼の構想の展開過程を整理しその特質を把握することをめざしたい。彼がこうした機構の構想を初めて提出したのは先に触れたように、帝国主義論が執筆された時期である。その後彼は第一次世界大戦中に、戦後「国際連盟」として具現化されることになる構想の一類型を『国際政府に向けて』等の著作において世に問うことになる。さらに彼は、大戦終結後、現実に創設された「国際連盟」について批判的な論評をおこなってゆく。そして彼は1930年代後半に到っても、こうした問題について発言を続けていくけれども、本稿で取り扱う範囲は1920年前後でいったん区切ることにする。したがって本稿においては、彼のこうした構想の展開過程を、『帝国主義論』の時期から大戦勃発までの時期、大戦中の時期、そして大戦終結後実際に国際連盟が設立された時期といった、三つの時期に分けつつ、その内容を探り出すことにしたい。

II. 国際統治構想の萌芽としての「仲裁」 原理

国際的な統治機構の問題にホブスンの関心をまず向かわしめたのは、やはり当時のボーア戦争をめぐる国際情勢であった。そうした問題意識が最も早く芽生えている彼の著作として、ここでは主著『帝国主義論』刊行の前年の論説「社会主義的帝国主義」(1901)に着目してみたい。この論説がまず取り上げているのは、「グレート・ブリテンによるトランスヴァールの征服と併合」(1901, p. 44)の問題である。ここでこの問題の背景を簡単に見ておこう。1899年10月に火蓋が切られたボーア戦争は、トランスヴァール共和国が同じくボーア人が建てた国であるオレンジ自由国と共にイギリスの干渉政策に抵抗するために戦った戦争であることは周知の通りである。ボーア連合軍はイギリスを相手に果敢に戦ったけれども、1900年6月にはトランスヴァールの首都プレトリアがイギリス軍に占領されてしまい、同年9月にはイギリスはトランスヴァール共和国の併合を宣言することになる⁴⁾。

ホブスンによれば、トランスヴァール併合の正当性を力説するイギリス側の言い分は、併合される国をその現政府に代わってより有益に統治することによって世界に恩恵をもたらす、という責務をイギリスは文明世界から委託されている、というものであった。トランスヴァールだけでなくインド統治等においても唱道されたこうした言い分が「文明化の使命」と呼ばれる帝国主義擁護論の一つの類型であることは明白である。そしてこうしたイギリス側の政策は「利己的な国民的利益とは区別されるような、国際的利益についての考慮」(1901, p. 47)によって動機づけられ

ており、世界の「一般善 (general good)」のために目論まれている、と強弁されていた。ホブスンがここで問題としているのは、併合する側の言い分を検証しその正当性について判定を下し得るような「諸国民の一般善を象徴する国際裁判所 (International Court)」(1901, p. 45) が現実には存在していない、ということである。

当時の世界においては勿論、諸国民の一般的な善を体现し象徴するような国際的な司法機構は現実にはまったく存在していない。ある特定の大國の行為は、自国の利益を越えた諸国民の善のために役立っており、文明全体に利益をもたらすことによって結果的に是認される、とするのが大國側の主張であるが、ホブスンは、諸国民の善を実現すると称しているそのような国は、南アフリカ併合のような事例においては、実行に移す前に「仲裁 (arbitration)」という手続きにその問題を付託すべきである、と力説している。仲裁は彼によれば、「諸国民の一般意志 (general will) の完璧な手段ではないけれども、利用可能な最良の手段」(1901, p. 49) である、と広く承認されてきているからである。

しかしながらこうした「仲裁」を行なう国際機構の構想は、この時期にホブスンが始めて提唱したわけではないことを指摘しておかねばならない。国家間で紛争が発生した場合に、武力に訴えることなく、紛争を平和的に解決する手段としての仲裁の有効性は、かなり以前から認められていた。仲裁は戦争と同じくらい古くからあるとさえ言われている。近代的な国際法体系が存在していなかった古代や中世では国家の主権者が仲裁者の役を引き受けたこと也有った。しかし19世紀になると、仲裁を必要とする事例は飛躍的に増加す

ることになった。仲裁は基本的には、紛争発生後に解決のために双方の当事国が締結する二国間の協定（convention）に基づいて進められていた。そしてその裁定は、友好的な国家の主権者の独断的決定によるのではなくて、双方の紛争当事国が選定する政治家や法学者等によって構成される仲裁委員会によって行われるようになっていく。

19世紀後半における仲裁のうち当時最も注目を集めたのは、1871年の英米間のアラバマ号事件である。イギリスで建造された軍艦アラバマ号は南北戦争の際に南軍側についていたのであるが、戦争終結後にイギリス政府にたいして、アラバマ号によつてもたらされた損害の賠償請求がなされた。その結果裁判はジュネーヴでの仲裁委員会に付託されることになり、1872年にイギリスにたいして賠償の支払いが命ぜられた。こうした幾つかの事例を経験した「諸国民の社会」においては、如何なる時であれ訴訟を受理し処理し得るような常設的司法機構が存在しているならば、平和の維持はより確実なものとなる、と期待された。そしてこうした仲裁を専門的に取り扱う常設的な国際裁判所の構想も幾つか提出されていったのである⁵⁾。

ホブスンがこの問題に着目したボーア戦争の時期には、こうした構想は従来以上に現実味を帯びるにいたっていた。というのも、こうした構想の実現を強く予感させるような歴史的出来事が、この世紀転換期に生じたからである。そのように画期的な意義を有する出来事とはすなわち、1898年8月に発せられたロシア皇帝ニコライ二世の呼びかけに各国が応じることによって、ヨーロッパ列強諸国のはかアメリカ合衆国や日本を含めた合計26か国の代表が参加した史上初の本格的な国際平

和会議が、翌1899年5月から7月にかけてオランダのハーグで開催されたことにほかならない。そしてこの会議は1907年に二回目が開催されることになる。

この第一回ハーグ会議がホブスンに与えた衝撃を理解するためにも、ここでその会議の大まかな内容を確認しておくことが有益であろう。もともとこの会議は、ニコライ二世の平和を希求する人道主義的感情の発露に由来するというよりもむしろ、列強諸国にとって財政的負担となりつつあった軍備の削減について討議するために目論まれたものであった。しかし、各国代表として参加していた軍関係者の頑強な抵抗にあって、軍備削減の問題は、解決不可能であるとして議題から外されてしまう。軍備削減をめぐる合意には到らなかつたが、この会議は三つの協定と三つの宣言を採択して終了した。三つの協定とは、国際紛争の平和的解決、陸戦についての法規、海戦への赤十字条約の原則の応用に関するものであり、三つの宣言は、軽気球からの発射物や爆発物の投擲の禁止、毒ガス散布のための発射物の使用禁止、人体のなかで膨張したり容易に潰れたりして大きな損傷を加える銃弾の弾頭の使用禁止に関するものであった⁶⁾。

このように鳴り物入りで始まった会議は、めぼしい成果をあげたとは到底言い難かった。しかしそうした議論の不調さを補ってあまりある成果が一つだけ残された。この第一回ハーグ会議のこうした最大の成果は、外交的交渉によっては解決され得ない国家間紛争の平和的な解決の手段として、仲裁の原理の有用性が参加各国によって承認されたことであった。そしてその仲裁原理を実際に作動させるために、「常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration）」が設置されることになったの

である。

こうしたハーグ会議の一応の成果を、ホブスンはインターナショナリズム=国際主義の発展の必然的潮流に裏打ちされたものとして捉えている。帝国主義的な趨勢と共に進展してきているそうした国際主義は、経済的な相においては、まずは資本と労働が最も有利な使用先を求めて国境を容易に越えつつ世界的に移動するという現象として現れているのであるが、さらにそうした流れは「報道機関 (the press) と電信業務 (telegraph service)」(1906, p. 17) の発展によっても加速されてきている。その結果「我々が産業、政治、科学、文学、旅行の何れに目を向けようと、我々が、自分が属しておりまた自分が生れた国の国民的境界にかかわりなく人びとと共に束ねる数多くの利害の絆 (bonds) を見いだす」(1906, p. 19) ということは疑い得ない事実となっている⁷⁾。

そしてこうした諸国民間の自由な交流にとって残されている障壁は、「勢力均衡」や「ヨーロッパの協調」といった19世紀の旧い権力政治の残滓ともいえる観念であった。このように諸国民間の関係を競争や敵対の関係としか想像できない人は依然として数多くいるのであって、こうした風潮が帝国主義や保護貿易主義といった危険な政策を力づけている。しかしホブスンはこうした政策を乗り越え得るような「利害関心 (interest) と共感 (sympathy)」の結合に立脚した「国民性 (nationality) を超越する制度の精細な網状組織 (network)」(1906, p. 27) の基礎が、諸国民間の交流の内実的発展の結果、種々の国際的な機構として既に芽吹いているとみる。そしてこうした基礎が制度として結晶したものが、ハーグの会議と裁判所であり、国際電

信連合（1865年設立）や万国郵便連合（1874年設立）等の国際機関であったのである。

このように構想されてきた国際的な機構は、幾多の問題点を孕んでいるとはいえ、従来の国際関係のあり方を一変させるような、国家間関係における「道徳性 (morality)」の萌芽を含んでいるようにホブスンには思われた。彼によれば、それまでの国際関係においては、政治的単位としての国家は、他者から敬意を受ける権利ないし資格と、他者の権利を尊重する義務を有している、個人と同じ意味での「道徳的存在 (moral beings)」(1909-1910, p. 204) であるとは見做されてはこなかった。そのような道徳的人格 (moral personality) の持ち主としての国家の発達水準は、個人のそれよりもはるかに低いと見做されていたのであって、こうした国家間の関係においては、条約や同盟関係は自国の国益を確保する便法としてのみ捉えられていた。そのような国家の「国政技術 (statecraft)」は、ホブスンの言葉を借りれば「ホップズとマキアヴェリの政治理論」(1909-1910, p. 204) によって支配されてきたのであって、こうした原理は「政治家の唯一の道徳的な義務」は「他者の利益およびいわゆる権利を全く無視しつつ、自分自身の国家の強さと幸福 (well-being) を増進させることである」と見做す「現実政策 (realpolitik)」(1909-1910, p. 210) を標榜する、「ビスマルク主義 (Bismarckism)」(1909-1910, p. 205) において頂点に達したのであった。

しかしホブスンによれば、国家は道徳的存在としての性格をまったく有していないわけではないのであって、こうした国家の道徳性の最も原基的な形態は、ホブスンによれば条約に伴われる権利と義務にたいする国家の態

度に含まれているとされる。ある国家が条約や協定等に参加するということは、その国が「自分が是認した権利を尊重し義務を遂行することのできる道徳的存在であるということ」(1909-1910, p. 208)についてのその政府の側の認知を含意している、と言い得るからである。そしてこうした国家間の相互認知そのものが、『帝国主義論』のなかのホブスンの言葉を借りれば、「諸権利の確立および施行のための法律的拘束力 (legal sanction) の萌芽をそなえた、効果的な国際的連合体 (international federation) の真の始まり」(1902, p. 177) にほかならない。その結果「実際に存在しているそれらの権利と義務を徐々に認識するようになっている諸国民は、次第に、武力による不和 (differences) の解決を、仲裁による解決によって置き換えるようになる」(1906, p. 27) ことが大いに期待され得るのである。

このように『帝国主義論』の執筆から1910年頃に到る時期、ホブスンは帝国主義的風潮の蔓延と並行して、帝国主義的な国民間関係を乗り越え得るような国際主義の道徳的な基礎もまた成長してきていたことに着目していた。彼にとって「仲裁」原理の発展は、そうした趨勢から養分を得て育った果実にほかならなかったのである。そして現実に「仲裁」原理の制度的な具現化を何とか達成したハーグ会議の思想的影響力に注目した結果、彼はこの会議が「諸国民の社会、そのより大きな政治体 (body politic)」における「萌芽的な立法機関 (legislative organs)」(1911, p.2) の礎石を据え得る、とも期待したのであった。さらにこうした国際主義の趨勢は、「ハーグ裁判所 (the Hague Court) よりも強力な国際組織 (international fabric)」

(1909b, p. 119) を紡ぎ出して、「自由な諸国家の連合体 (federation) というカントの観念」(1908, p. 18) の実現に向けて前進しつつあるように、彼には思われたのである。

III. 国際政府としての「諸国民の連盟」

世紀転換期から1910年代前半にいたる時期において、国家間紛争の平和的解決のための国際的な機構がホブスンによって構想されていたことを前節で見てきたわけであるが、こうした構想の青写真が細密に描かれるには、やはり世界大戦勃発の衝撃という決定的な契機を必要とした。しかしこの時期にそのような構想を提出したのはホブスンだけではない。まずここで当時のイギリスにおいて提出された幾つかの構想の内容を簡単に整理しておこう。

戦争の発生を抑止し得るような平和維持のための国際的機構の構想は、1914年に大戦に突入して数か月後に早くも明確な形をとり始めていた。イギリスにおいてその嚆矢となつたものは、『コンテンポラリー・レビュー』の1914年11月号に掲載された A. ウィリアムズ (Aneurin Williams) の論説である。ほぼ同じ頃、イギリスの政治家のなかでは H. H. アスキス (Herbert Henry Asquith) と E. グレイ (Sir Edward Grey) という二人の自由党の指導者が戦後の諸国民の連盟の創設の提言を行っていたのであり、1916年にはそのための外務省委員会が任命された。またアメリカでは民主党の W. ウィルソン (Woodrow Wilson) と共和党の W. H. タフト (William Howard Taft) という現職大統領と元大統領が構想をまとめる作業を始めていた。さらにフランスでは L. ブルジョア

J. A. ホブスンにおける国際政府構想の展開

(Léon Bourgeois) が、南アフリカではホブスンと交友関係があった J. C. スマツ (Jan Christian Smuts)⁸⁾が、それぞれ同様の作業を進めていくことになる。

こうした各国の政治家による作業と並行して、将来の戦争を抑止して平和を実現し得るような国際的統治機構の構想にイギリスにおいていち早く取り組んだ団体としては、まずフェビアン協会があげられる。フェビアン協会でこの問題に中心的に取り組んだのは、小説家 V. ウルフ (Virginia Woolf) の夫であり、既に国際問題の専門家として知られていた L. ウルフ (Leonard Woolf, 1880-1969) であった。このウルフの構想は『国際政府-二つの報告』(1916) にまとめられている。

このフェビアン構想で特徴的である点としては、まず裁判で解決可能である全ての紛争が付託されるべき「国際高等裁判所 (the International High Court)」が重要な位置を占めている、ということである。この裁判所と並行して設立されるべきであるのは、イギリス、フランス、ドイツ、日本、アメリカ等八つの大国が他の構成国よりも大きな力を有することになる「国際協議会 (the International Council)」であって、この協議会は裁判による解決に向いていない争点の解決を担当することになる。さらにこの協議会は立法的な権限も付与されることになっていた。

イギリスにおけるこうした運動についての包括的な研究書を初めて著した H. R. ウィンクラー (Henry R. Winkler) によれば、この問題を討議するべく1915年5月にフェビアン協会が主催した会議にはホブスンも出席したとされている。しかしホブスンがまず本

格的に関わったのは、『神聖ローマ帝国』(1888) や『近代民主主義』(1921) 等の著作で知られ、駐米イギリス大使を務めたこともある、政治学者 J. ブライス (James Bryce, 1838-1922) が議長を務めた通称「ブライス・グループ」と呼ばれる集団であった⁹⁾。

この集団は、もともとはギリシア古典の研究者であり、この後国際問題についての著作を数多く刊行することになる G. ロウズ・ディキンソン (Goldsworthy Lowes Dickinson, 1862-1932) の着想に端を発していた。このグループでホブスンは、イギリス新自由主義の思想的盟友たる L. T. ホブハウス (Leonard Trelawney Hobhouse, 1864-1929) や、G. ウォラス (Graham Wallas, 1858-1932) とともに積極的に活動したことを後になって自伝に記している。そしてこのブライス委員会の構想は、まず1915年春に草案が出来上がり、1917年に『将来の戦争の防止のための諸提案』という冊子において、より完成された形で公表された。その提案は、フェビアン協会の構想と同様に、超国家あるいは世界連邦の創設を否定しており、自身の主権を基本的に保持しつつ平和を維持するための条約を受け入れる既存の諸国家の連合体を念頭に置いていた。

さらにホブスンが「ブライス・グループ」で活動する一方でそれ以上に深く関わり、執行委員会の一員となった団体が、C. トレヴェリアン (Charles Trevelyan), J. ラムゼイ・マクドナルド (James Ramsay MacDonald), N. エンジェル (Norman Angell), E. D. モレル (Edmund Dene Morel), A. ポンソンビー (Arthur Ponsonby) といった労働党と自由党の知識人が1914年に結成した、「U. D. C.」という略称で知られる「民主的統

制連合 (the Union of Democratic Control)」である¹⁰⁾。この連合が民主的に「統制」しようと試みたのは、戦争の勃発を抑止できなかつた旧来の外交政策過程であった。「秘密外交 (secret diplomacy)」という言葉がよく知られているように、それまでの外交過程は政治家や外務省官僚によって排他的に独占されていたのであるが、この「連合」はそうした秘密外交を開かれた過程へと変え、秘密条約を撤廃するために議会を介して民主主義的な統御を外交に加えることをめざしていた。この「民主的統制連合」もまた、フェビアン協会や「ブライス・グループ」と同様に、調停 (mediation) や仲裁によって紛争を解決する諸国家の連合体を構想していた。

ホブソン自身は、この「ブライス・グループ」構想の草案が出来上がるのとちょうど同じ頃に、独自の国際機構構想についてまとめた著書を刊行していた。それが前述の『国際政府に向けて』である。さらに彼は、この著書の内容を縮約したものを『諸国民の連盟』と題して、「民主的統制連合」のパンフレットの一冊として1915年に刊行している¹¹⁾。この二冊において敷衍されているホブソンの国際政府構想をこれから検討していくことにしよう。

ホブソンは、戦争へといたる軍備拡張競争を不要にし得るような方策として、「協調 (concert) の内部での別の者による攻撃にたいする最良の利用可能な安全保証 (security) ならびに外部からの攻撃にたいして全ての最良の防衛を各々に与えることになるような諸大国の協調ないし同盟 (confederation) の創造」(1915a, p.23) を提唱する。こうした連盟あるいは同盟の最も重要な役割は、「全てのその成員を、全ての

自分たちの重大な不和を仲裁ないしは平和的解決の幾つかの他の様式に従わせ、このようにして得られた判決ないし裁定を受け入れるように束縛すること」(1915a, p. 24) である。

こうした「平和の連盟」を真に有効ならしめるためには、諸大国が調印する協定や条約において、通常の外交的手段では解決不可能なすべての「紛争 (disputes) ないし不和」は、「仲裁ないし調停」へと付託されねばならず、それによる解決のための裁定や条件が必ず受け入れられ実行されねばならない、という原則が了解されていなければならない。ホブソンによれば、紛争は、仲裁による解決が可能であるものと、調停 (conciliation) による解決がより望ましいものの二つに大きく分かれる。彼によれば、仲裁に向いている争点は次の三つである。「第一に、条約もしくはその他の諸国民間の公式の協定 (agreements) の解釈もしくは適用についての全ての紛争。」(1915a, p. 34) 「第二に、国際法の諸原則の適用によって解決され得る紛争。」(1915a, pp. 34-35) 「第三に、法律上の証言の通常の過程へと付託が可能な事実の問題についての紛争。」(1915a, p. 35)

しかし、仲裁が平和を保証する真の国際的な手段となるためには、仲裁可能な争点を悉く仲裁に持ち込むと個々の国民が誓うだけでは十分ではない。さらに望まれる条件は、ホブソンによれば、仲裁裁判を規定していたそれまでの個別諸条約が、全ての大國が調印すべきである包括的全般的な条約によって取って代わられることである。「全般的な条約への同意によってのみ、仲裁の正義の標準化が保証されうる」(1915a, p. 40) からである。

ここでホブソンは、紛争を平和裡に解決し

J. A. ホブスンにおける国際政府構想の展開

て戦争を抑止するための機構として、ハーグ会議で提唱された仲裁裁判所を発展させ拡大させたものを想定している。その上で必要不可欠とされる条件は、諸大国が仲裁可能な全ての係争点をこうした手続きに付託するよう誓うことであり、こうした国々が、全てのそのような訴訟が審理されることになる「仲裁裁判所 (Tribunal of Arbitral Justice) の設立のための全般的条約」(1915a, p. 43)に参加することである。

また仲裁による解決に適していない争点の解決を引き受けるのは調停であり、その予備作業として事実を確認し、不平や要求およびそれらにたいする反論等を公平に聞き取るといった過程が必要とされる。そしてこうした作業を担当する、調停のための「委員会」あるいは「協議会」の設置をホブスンは提唱している。

さらに、このように通常の外交的手段によっては解決され得ない諸国民間の紛争の解決手段として仲裁や調停が有効たり得ることは認められるとしても、こうした制度の実効性が保証されるためには、ホブスンに従えば二つの条件が不可欠である。すなわち「数多くの個別の国際的取決めの全般的なそれによる代替」(1915a, p. 59) と、「純粹に国際的な仲裁裁判所と調査と調停の協議会の設立」(1915a, p. 59) である。

しかし、こうした条件が満たされるとしても、紛争当事者が係争点を仲裁や調停に付託して、その裁定を実行することに形式的に同意する場合に、その当事者が実際に裁定を受け入れて実行するという完璧な保証があるわけではないことは明らかである。そうであれば、仲裁や調停といった過程が平和の維持にとって真に実効的となるためには、仲裁と調

停を規定する包括的な条約のすべての調印国が、条約の内容を必ず履行することを保証する制度が必要となる。

仲裁裁判所や調停委員会は、こうした役割を担い得ないことは明らかである。何故なら、裁判官や法学者といった、こうした裁判所や委員会を構成している人員の資質と、条約の義務の履行のために活動する職種が要求する資質とは異なっているからである。仲裁や調停の業務に携わる人員は、代表されている国民の政府の政治的压力からの判断の独立性と完全な自由を保証されていなければならない、とホブスンは考えている。また条約義務の履行を最終的に保証する機関は、「自分の同国人の公的な感情に直接触れており」(1915a, p. 102)、自身の判断が「自分の国民の世論に圧倒的な影響力を有する」(1915a, p. 103) 人びとから構成されるべきである、とされている。

この機関には、「国際条約の違反を防ぐため、あるいは公法を無視して着手された敵対行為を鎮圧するため」(1915a, p. 103) には「経済的なあるいは武力による強制的手段 (coercive steps)」(1915a, p. 103) のうち何が選択されるべきか、その最終的な手段はどの国民がどれだけ負担することを要求するのか、といったきわめて扱いにくい問題の決定が委ねられることになる。このように「国際的な命令 (mandates) の執行に必要な力」(1915a, p. 101) を託されている組織体をホブスンは「国際的行政部 (International Executive)」(1915a, p. 101) と呼んでいる。

この最終的な執行上の権限を付与された「国際的行政部」の組織構成は如何なるものなのかな。「外務大臣ないしその他の信任をうけて派遣された全権大使の協議会」(1915a,

p. 104) がこの行政部を構成するべきであるとする意見があるが、ホブスンはそうした見方に反対している。彼はこの行政部は、「代議制的国際協議会（representative International Council）」(1915b, p. 12) であるべきであると考えている。さらに真に平和的な国際関係を創出し維持するためには、この協議会の性格は、単なる代議制議会のそれではなく、司法・行政・立法の三つの権限を具備した組織体でなければならない、とも彼は述べる。そしてこの協議会は、「平和の保全のためだけでなく、諸国民の共通の利益を増進するために必要である明確な建設的国際主義の促進のためにも、国際的な協同のより広汎な諸機能を受けられる」(1915b, p. 12) べきである。より具体的に言えば、既に生じてしまった紛争を解決するだけでなく紛争の発生を抑止するためにも、紛争の二大根本原因たる「国民性（nationality）」の問題と「経済的機会」の問題に真剣に取り組むことが要請されるのである。

ホブスンによれば、「国民的ないし準国民的（quasi-national）な利害についての不平」(1915a, p. 118) は常に「平和の撹乱者」(1915a, p. 118) であってきている。「国際協議会」が真に平和を保全するためには、こうした「領土および統治との関係におけるいわゆる国民性の問題」(1915a, p. 119) を直視し、その平和的な解決の筋道を指し示さねばならない。ホブスンによれば、近代史における戦争の多くは「従属している国民の自治と彼らが住んでいる地域の統御を確保しようとする願望」(1915a, p. 119) や「ある国民の成員の、隣接している国における人種、言語あるいは宗教が類似している人びとを隸属状態から解放するのを手助けしようとする、

あるいは共通の国民性に基づく独立した政治的結合を彼等にもたらそうとする願望」(1915a, p. 119) に起因している。こうした問題にかかわる紛争の解決は、「統治される側の同意という全ての良い統治の認められた原則を吹き込まれた」(1915a, p. 121) 協議会の主要な職務である。

しかし、国際政府が解決を迫られる諸国民の衝突の原因としては、経済的なものがより重大であることは明らかである。「あらゆる経済的目的のための異なった国々に属している市民の増大する協同、共通の大西洋航路（ocean highway）の使用、新しい市場の開拓（opening up）、資本による後進諸国の開発、政府ならびに私的会社の貸付けおよび借り入れ、世界の産業の促進のためのある国から他の国への労働の運動」(1915a, p. 127) といった問題は、様々な国々において利害関係を有する人びとの間の摩擦と衝突を引き起こしてきているからである。とりわけ文明的で人口稠密な国々はその「生活および産業の必要物、商業上の利潤、そして資本の利益のあがる投資」(1915a, p. 128) にかんして「気候、天然資源、そして経済発展の程度が自身とは異なっている国々」(1915a, p. 128) への接近にいっそう依存するようになってきている。ここで重要な争点となってくるのは、自国にとって重要な外国における貿易や開発といった利益をもたらし得る活動の機会の問題である。そしてその当時までの「条約」や「協商」や「協定」の多くが、「交渉当事者（negotiating parties）の認められた支配力の外部にある国々における、商業上ならびに金融上の機会についての取決め」(1915a, p. 128) に関するものであった。

このように諸国民の外交政策が、主として

J. A. ホブスンにおける国際政府構想の展開

「商業的なならびに金融的な考慮によって決定されている」(1915a, p. 130) ということ、そして「経済的な特権を保証し、経済的な制約を逃れようとする願望が戦争の主要な原因である」(1915a, p. 130) ことが明らかである以上、協議会はこうした問題に無関心ではいられないのであって、協議会は「諸国民間の経済的な交通の自由を損なうすべての商業上の制約を除去する」(1915a, p. 135) ことを求められる。そして「海と陸地による諸外国への接近の自由、 そうした国々の住人との貿易の自由およびそうした国々の経済発展に参加する資本と労働のための機会の平等という形での、 商業上ならびに金融上の機会の平等」(1915a, p. 132) といった条件を公正に確保する役割を、 協議会は積極的に担うこと が望まれるのである。

これまでみてきたように、 ホブスンの構想は、 紛争の平和的解決の役割を仲裁と調停の原理にもとめる点では、 フェビアン協会や「プライス・グループ」によるものを含む、 同時期に提出された幾つかの他の構想と共通していた。しかし、 仲裁と調停による紛争の司法的解決を主要な任務とするという意味で限定的である、 こうした機構の同様な構想は、 他にも国際法学者を初めとする多くの論者によって提案されていたのであって、 こうした点がホブスンの独自性であると言うことはできない。むしろ彼の構想の際立った独自性は、 代議制的で常設的な「国際協議会」が、 紛争の原因究明と発生防止のために担うべき重要な役割を強調した点に見出されよう。とりわけ彼が紛争発生の最大要因として経済的機会の平等の問題に着目し、 その不平等を是正する権能を「協議会」に期待した点が重要であると言える。紛争が発生してから仲裁等の過

程によって事後的に対処するだけでは平和を維持するには不十分であることは、 そうした紛争発生の経済的根源を帝国主義論の探究を通して把握しようと努めてきた彼にとっては自明であったのである。そしてこうした問題に対処し得る国際機構こそが、 『帝国主義論』で描き出されたような世界が孕む戦争の危険を克服し、 真に公正な国際秩序を創出し維持し得る、 と彼は期待を寄せたのである。

IV. 「新しい神聖同盟」としての国際連盟

1918年1月8日、 アメリカ合衆国第27代大統領ウィルスンは、 議会における教書のなかでいわゆる「14カ条 (Fourteen Points)」の平和の原則を発表した。よく知られているように、 そのなかでは、 秘密外交の排除、 海洋の自由航行権、 関税障壁の撤廃と平等な貿易条件の確立、 軍備縮小、 植民地への要求の公正な調整、 そして民族自決権といった問題が論じられていた。そしてその最後の第14条において、 大国であれ小国であれ区別なく政治的独立と領土保全の相互的な保障を規定する協約の下に、 諸国民の連合的統治機構を創設する、 という構想が提示されていたのである。

1918年10月、 ドイツ帝国政府はウィルスン原則にもとづく講和を、 スイス政府を通じてアメリカ大統領に申し入れた。11月にはドイツはついに降伏し、 休戦が成立した。1919年1月にはヴェルサイユ講和会議の第1回総会が開かれたのであり、 ウィルスン14カ条で提唱されていた、 諸国民の連合的統治機構の創設を実現すべく、 連盟規約草案作成のためのウィルスンを議長とする国際連盟委員会が設置された。できあがった規約は実質的にはイギリ

スとアメリカの双方の委員の合同草案に基づくものであった。この規約草案は19年2月の第3回総会でウィルスン自身によって報告され、4月の第5回総会で採択された。そしてこの規約は、ヴェルサイユ条約を初めとする幾つかの条約の枢要な部分を構成することになる¹²⁾。20年1月のヴェルサイユ条約の発効とともに、規約は効力を有することとなり、こうして世界史上かつてなかった常設的な国際的統治機構としての国際連盟（the League of Nations）が誕生したのである。

休戦から連盟成立にいたるこの時期、ホブスンはこうした統治機構構想の具現化過程をどう捉えていたのか。19年2月に連盟を「国民性と自己決定、開かれた外交と経済的機会の平等」（1919a, p. 3）の実現のための手段として捉えるウィルスンによって報告された規約草案が、「仲裁ないし調停への付託による紛争の解決、相互の協定による軍備の削減、武器の私的な製造の規制、後進地域人民の保護と支援、労働のための国際的な基準の確立、条約の発布および修正、そして連盟による全ての既存の国際的な事務局の接收」（1919b, p. 305）という、自身がかねがね力説していた積極的な内容を含んでいる点を、同年3月の論説のなかでホブスンは反動勢力にたいするウィルスンの自由主義原理の勝利の象徴として高く評価している。しかしホブスンが評価するのはここまでであった。何となれば、連盟規約の全体的構想は「分離主義的で暴政的で不公正な戦争精神」（1919a, p. 4）によって毒されており、「貴族政治、熱狂的愛国主義（chauvinism）、保守主義」（1919b, p. 305）の要素を色濃く帯びるものであるように彼には思われたからである。

この連盟の創設にあたって実際に主導的な

役割を演じたのは、ホブスンが「五大国（the Big Five）」（1919b, p. 305）と呼ぶ「ブリテン、フランス、イタリア、合衆国、日本」であり、14の連合国側の国々が調印した。しかし大戦以前の旧秩序の母斑をまとっている各国の政治家たち、とりわけフランスとイタリアの政治家は、この連盟を「協商国側大国（the Entente Powers）の神聖同盟」（1919a, p. 4）へと形を歪めてしまい、「国際共同社会（international commonwealth）の如何なる主張からも自分たちの国家の絶対的な主権を防護する」（1919a, p. 4）ことに専心している、とホブスンは指摘している。こうした勢力の策動の結果、連盟は彼が理想とするような国際主義を体現する機構たりえずに、「連盟の構造と構成における不公平さのあらゆる項目」（1919a, p. 4）が拡大強化され、人民や議会による統制力が縮減され、軍備や委任統治や領土をめぐる条項が旧勢力にとって都合よく歪曲され、各国に拒否権が与えられることによって連盟の機構の効果的作動が麻痺させられるにいたったのである。

斯くてこの連盟は、ホブスンの目からみれば「平和と実りの多い国際的協同に身を捧げた諸人民の連盟」（1919a, p. 4）となるべきであったのだが、実際には「自身の敵を優勢な経済ならびに軍事・海軍の力で押さえつけ、全世界にたいし支配力を行使することをもくろんだ専制的権力者の共謀」（1919a, p. 4）の産物と化したのであった。言い換えれば、この連盟は、「戦争同盟（the war alliance）」（1919a, p. 4）の形を変えた継続にすぎないように彼には思われたのである。あるいは彼は連盟を「新しい神聖同盟（the New Holy Alliance）」と呼ぶ。そしてこの同盟にとつて「好ましくない中立国」やドイツ等かつて

J. A. ホブスンにおける国際政府構想の展開

の敵国は、さしあたりこの同盟から排除されたままであって、後になって最初の加盟諸国の意向次第で、こうした外部の国々に不利な立場を押しつけるような条件が付加された上で、加盟を認められることになりそうであるように彼には思われたのである。

ホブスンによれば、草案においてはこの連盟は「代表議院 (the House of Delegates), 理事会 (the Executive Council) そして常設事務局」(1919b, p. 305) の三つから構成されることになっていたのであり、とりわけ実質的な最高権力を有することになっている「理事会」が、重要な判断を下す権限を有することになっていた。この理事会は、「行政 (administration) の詳細を手中に受取るにちがいない、常設的な事務局を任命する」(1919a, p. 4) し、また「論争当事者を召喚し、紛争の解決に決着をつけそれを統御し、裁判と勧告を公表し、連盟規約の違反者にたいして、あるいは理事会が当然すべきであると考えるようにその紛争を解決することを拒む外部の国家にたいしてさえ、経済的ないしその他の力を用いる」(1919a, p. 5) ことになっていた。

この理事会は「連盟に忠実である諸国家の総体 (the general body) の代議員 (delegates) によって選出された四人のその他の成員を従えた、連合国側の五大国」(1919a, p. 5) の外務大臣ないしはそれに任命された者によって構成されることになっていたのであるが、このように連盟を実質的に支配することになるのは戦勝国であるこれら五つの大国であるようにホブスンには思われた。このように大国の専制支配の機関にほかならない理事会は、各国の軍備の規模や種類が妥当であるかどうかを判断し、条約違反にたいして連盟がとるべき

べき方策を決定する権限をもつ。連盟が有するこれらの重要な機能は、実際には理事会が独断的に行使することになるのではないかと彼は懸念している。その一方で、加盟国の代表が集う「代表議院」は、連盟への加入希望国の選択以外には実質的な力をほとんど有していない。仲裁不可能な紛争は、調査のためそれに委託されるが、それは何ら解決能力を有していない。こうした仲裁等による紛争の解決を含む多くの重要な機能は、理事会によって独占的に行使されることになっていた。

こうした連盟の機構上の問題点のうち、ホブスンがとりわけ仮借なく批判しているものは、規約第22条で取り上げられている「委任統治制度 (the Mandatory System)」であった。連合国側は大戦中より敵国領土の併合を表向きは否定していたが、戦後になってアフリカ、アジアそして太平洋地域における旧敵国の領土は、自己統治能力を欠いている住民を教育し後援するという名目の下に連盟によって統治されることになった。こうした委任統治領は、連盟の監督下で指定された国家によって統治されることになったのであるが、これは実際には委任統治の美名の下、旧敵国の領土を戦勝国の中再分配することにほかならないよう、ホブスンには思われたのである。その最大の問題点は、委任統治の対象地域が「先の戦争の帰結として以前統治をおこなっていた諸国家の主権の下にあることを止めてきたそれら植民地および領土に」(1919a, p. 6), すなわち「独立の準備が整っているとは考えられないようなトルコおよびドイツの征服された領土の部分に」(1919a, p. 6), 事实上限定されている、ということであった。彼の表現を借りれば、この制度の適用は「戦利品」に限定されていたのである。

このように連盟は、国際的な経済的機会の平等を実現して紛争の発生を抑制するどころか、一握りの戦勝国の権益追求の隠れ蓑と化してしまっている、とホブスンはみる。しかし差し当たって有効な方策は、こうした欠陥を地道に修繕してゆくことしかなかった。「連盟を国際主義の誠実で公正で民主的な機関にするために必要とされる主要な治療法」(1919a, p. 8)として次のことが望まれた。まずドイツに五大国と同様な条件で加入するように勧誘することである。次に「代表者団体 (the Body of Delegates)」である「総会 (the Assembly)」を、「審議および立法の権限を有する真に代議制的な国際議会」(1919a, p. 8)へと改造することである。さらに五大国に専断的な権力を抑制して、その権力を「代表者団体」のそれと共に存可能ならしめるために、「理事会 (the Council)」をより公正な原理に基づいて再編することである。もちろん委任統治制度をより公正な制度にすること等も必要とされる。しかし、こうした幾つかの弥縫策に頼ることで連盟の構造的な病弊が治療され得るとはホブスンは考えていないかった。最後に次節で、こうした欠陥として表出している問題の根本的解決のために彼が如何なる提案をおこなったかということを見ておきたい。

V. 民主主義と国際主義-むすびに代えて

「新しい神聖同盟」と化してしまった「国際連盟」を少しでも理想的な「諸国民の連盟」へと近づけるためには、どのような方策が有効たり得るのか。ホブスンは1930年代に入っても、連盟の実情について提言を行ってゆくのであるが、ここでは1920年の時点における

彼の改革提案を瞥見することで、国際統治機構の構想をめぐる彼の議論をここでいったんまとめることにしよう。

1920年の著書『新世界の諸問題』のなかでホブスンは次のように述べる。「国際的な不和の公正な解決による戦争の防止」(1920, p. 227)が連盟の役割についての消極的な概念であったとすれば、その積極的な概念は「諸国民間の利害の共同性 (community)」(1920, p. 227)を「共通善のための積極的な意識的協同によって」(1920, p. 227)促進することであった、と。さらに連盟には、「競争的な帝国主義の牙を抜き取り、戦争へと至るそれらの猛進する対外政策の主調 (motif) を除去することによって抑圧的な搾取から弱い立場の人びとを救済しつつ、現在の緊急事態のためのみならず、永続的な政策のためにも、先進国と後進国との間の商業的ならびにその他の経済的関係の完璧な平等を、保証すること」(1920, p. 228)が期待されていた。

ところが現実の連盟は「諸国民の平和な平等の幅広い土台の上に築かれる」(1920, p. 228)のではなくて、力の原理に基づいている。それはもはや「諸国民の連盟」ではなくて、「選ばれた中立国の皮相な偽装をともなった、勝ち誇った同盟国政府の外務省の連盟」(1920, p. 228)なのであった。なぜこの連盟は斯くも無残に失敗してしまったのか。

ホブスンは、こうした失敗の原因を「それが諸人民の連盟ではなくて諸政府のそれであるためである」(1920, p. 235)と喝破する。連盟を構成している主要な国々は形式上は「民衆による自己統治の形態を享受している」(1920, p. 235)はずであるにもかかわらず、何故連盟は「選ばれた代表を介して作動させ

J. A. ホブスンにおける国際政府構想の展開

られる諸人民の連盟」(1920, p. 235) たり得ないのであろうか。

その理由をホブスンは民主主義の失敗にもとめる。彼によれば、連盟の精神的な核である国際主義は「国民的民主主義の基礎」(1920, p. 240) にもとづかねばならない。『国際政府に向けて』の最終章は「民主主義と国際主義」と題されているのだが、民主主義と国際主義という車の両輪が揃って初めて理想的な連盟が実現することになる、と彼は考えるのである。

ところが「民衆による自己統治」としての民主主義は、現実においては未だに人民による政府の有効な統御を実現し得ていない。確かに各国において民主主義それ自体は参政権の漸次的な拡張によって前進してきており、女性もまた男性と同等な条件で政治的権利を獲得しつつある。このように民主主義は形式上は着実な発展を遂げているはずであるのに、人民は実際には「選挙の機構を介しても世論のより非公式な行使によっても」(1920, p. 237) 政府にたいする有効な統制力を有してはいない、とホブスンは指摘する。何故なら彼によれば、「国民的民主主義」は「世界の政治と営利事業(business)における資本主義的統御の現存する条件の下では機能しえない民衆の意志」(1920, p. 240) に基づくべきものであるからである。

このように資本主義的な統制力の下では、政治的民主主義が十全に機能し得ていないことは明白である以上、必要とされるのは「産業的民主主義」である、とホブスンは述べる。彼の見るところ「政治的民主主義は産業的民主主義無しには不可能である」(1920, p. 241) のだが、産業的民主主義と言ってもそれは「必要不可欠な諸産業の所有権と作動が

ウェストミンスターの官吏に与えられることになる、議会制統治の既存の諸形態の下にある国家社会主義」(1920, p. 241) であってはならないし、ロシア革命の影響を色濃く受けたプロレタリアートの「革命的ストライキ」による資本主義体制の転覆を伴うものであってもならない。必要とされる産業的民主主義は、そうした階級闘争に含まれるような物理的暴力を基礎とするのではなく、「経済的秩序、民主主義と国際主義」(1920, p. 272) や「衝突の平和的な解決」(1920, p. 272) を指向する理性と正義に立脚したものでなければならないのである。

最後にホブスンの構想の性格を簡単に振り返っておこう。これまでみてきたように、ホブスンは『帝国主義論』で描かれたような世界が生ぜしめる危険を克服して平和を実現し得る道を、国際的な統治機構の設立に求めた。そして「仲裁」原理への関心の高まりをそうした機構の原基的形態として捉えてゆく。彼がこうした原理の制度的発展に期待をよせた背景としては、国際主義の趨勢の発展が伴った、諸国民の社会の構成員としての国家の道徳的な性格についての認知の増大があった。しかし国際的統治機構の礎石としては、「仲裁」原理に象徴される国際主義の理念だけでは不十分であることに彼は、世界大戦の勃発によってはっきりと気づかされることになる。その結果彼は大戦中に、仲裁や調停といった司法的解決のための機関に、あらゆる紛争の経済的な原因を除去し得るような国際的な合議体を加えた「諸国民の連盟」の設立を提倡してゆくのであるが、大戦後に設立された国際連盟の実情は彼の大戦中の展望を大きく裏切るものであった。こうして彼は結局、真に理想的な「諸国民の連盟」を創設するための

根本条件として、国際主義の発展に加えて、そうした連盟を構成する各国国民における民主主義の成就が重要であることを再認識させられることになる。こうして『帝国主義論』において「帝国主義的勢力の力は、純粋な民主主義の確立、自分たちが眞の統御を行使する代議制を介した人民のための人民による公的政策の指揮によってのみ覆すことができる」(1902, p. 382)と彼に述べさせた状況が、この間さほど改善していなかったことに彼は気づかされるのである。そしてその後も彼は、1920年代から30年代にかけて矯激なナショナリズムが擡頭して国際社会が危機的様相を呈してゆく時代の渦中で、理想的な統治機構実現の必須条件として、国内の政治的経済的な民主主義の重要性を訴え続けてゆくことになるのである¹³⁾。

注

- 1) Hobson (1902), pp. 162-206を参照。
- 2) 我が国における数少ない研究として、入江 (1979) の第Ⅱ部第3章「J. A. ホブスンの〈インターナショナリズム〉」がある。ここでは『国際政府に向けて』の内容が簡潔にまとめられている。
- 3) ロングがホブスンの国際政府構想を詳しく取り上げているのは次の部分である。Long (1996), pp. 144-172.
- 4) ボア戦争の概要については次のものが参考になる。岡倉登志 (2003), 『ボア戦争』, 山川出版社, 240p.
- 5) 当時の国際法学が仲裁をどのように取り扱っていたかという点を知るには、当時の代表的な概説書である Lawrence (1911) が参考になる。またその当時までの国際裁判所設立を提言した主要な文書を一冊にまとめたものとして, Darby (1899) が大いに役立つ。
- 6) ハーグ会議についての研究書は数多くあるが、

会議の内容を克明に記したアメリカ人出席者による書物として, Choate (1913) と Holls (1900) が参考になる。

- 7) ホブスンにおけるインターナショナリズムの発展については、尾崎 (2003) を参照。
- 8) スマツの構想については、Smuts (1918) に纏められている。スマツの立場についてのホブスンの論評として, Hobson (1919c) を参照。
- 9) 「プライス・グループ」の構想については、Bryce et al. (1917) に纏められている。
- 10) 「民主的統制連盟」に関する研究書としては、Swartz (1971) と Harris (1996) がある。またこの「連盟」の活動を含むイギリス外交の批判者についての書物としては、Taylor (1957) が興味深い。また当時の戦争批判運動についての研究としては、Morris (1972) を参照。
- 11) 『諸国民の連盟』の原題は *A League of Nations* であり、現実に創設された「国際連盟」は *the League of Nations* である。本稿では現実の「国際連盟」を意味しているのではない場合の *A League of Nations* については、直訳して「諸国民の連盟」という訳語を用いることにする。
- 12) 国際連盟規約の原文は多くの研究書や資料集等に再録されている。規約全文を収録している連盟についての当時の解説書として、Harris (1925) を参照。
- 13) 1930年代におけるホブスンの国際連盟をめぐる提言は数多くあるが、とりわけ Hobson (1931), (1933), (1939)などを参照。

参考文献

- 入江節次郎 (1979) 『帝国主義の解明』新評論, 254p.
 尾崎邦博 (2003) 「J. A. ホブスンにおける自由貿易とインターナショナリズム」『経済科学』第51巻第1号. pp. 89-104.
 竹内幸雄 (2000) 『イギリス人の帝国』ミネルヴァ書房, v, 230p.
 Allett, J. (1981), *New Liberalism: The Political Economy of J. A. Hobson*, University of

J. A. ホブソンにおける国際政府構想の展開

- Toronto Press, viii, 275p.
- Birn, D. S. (1981), *The League of Nations Union 1918-1945*, Clarendon Press, 269p.
- Brailsford, H. N. (1917), *A League of Nations*, 2nd. ed., Headley Bros., vii. 349p.
- Bryce, Viscount et al. (1917), *Proposals for the Prevention of Future Wars*, George Allen & Unwin, 53 p.
- Cain, P. (2002), *Hobson and Imperialism*, Oxford University Press, ix, 320p.
- Choate, J. H. (1913), *The Two Hague Conferences*, Princeton University Press, xiv, 109p.
- Darby, W. E. (1899), *International Tribunals*, J. M. Dent, viii, 517p.
- Dickinson, G. Lowes (1917), *The Choice Before Us*, Allen & Unwin, xi, 274p.
- Egerton, G. E. (1978), *Great Britain and the Creation of the League of Nations*, University of North Carolina Press, xiii, 273p.
- Harris, H. Wilson (1925), *What the League of Nations Is*, Allen & Unwin, 128p.
- Harris, S. (1996), *Out of Control: British foreign policy and the Union of Democratic Control, 1914-1918*, University of Hull Press, x, 295p.
- Hobson, J. A. (1901), "Socialistic Imperialism," *International Journal of Ethics*, vol. 12, pp. 44-58.
- Hobson, J. A. (1902), *Imperialism: A Study?*, Nisbet, vii, 400p.
- Hobson, J. A. (1906), "Ethics of Internationalism," *International Journal of Ethics*, vol. 17, pp. 16-28.
- Hobson, J. A. (1908), "The Unpopularity of Peace Movement," *South Place Magazine*, vol. 14, pp. 17-18.
- Hobson, J. A. (1909a), 'The Morality of Nations,' *South Place Magazine*, vol. 14, pp. 53-55.
- Hobson, J. A. (1909b), "The Art of Panic Making," *South Place Magazine*, vol. 14, pp. 118-120.
- Hobson, J. A. (1909-10), "The Morality of Nations," *Socialist Review*, vol. 3, pp. 204-215.
- Hobson, J. A. (1911), *The Case for Arbitration*, The International Arbitration League, Pamphlet No. 16, 8p.
- Hobson, J. A. (1915a), *Towards International Government*, G. Allen & Unwin, 216p.
- Hobson, J. A. (1915b), *A League of Nations, Union of Democratic Control*, 20p.
- Hobson, J. A. (1915c), "The Political Basis of the World State," in F. S. Marvin (ed.), *The Unity of Western Civilization*, Oxford University Press, pp. 260-288.
- Hobson, J. A. (1917), "Is International Government Possible?", *Hibbert Journal*, vol. 15, pp. 199-203.
- Hobson, J. A. (1918), "The Structure of a League of Nations," U. D. C., vol. 3, no. 12, p. 270.
- Hobson, J. A. (1918), "A League of Nations Now?", *War and Peace*, pp. 308-309.
- Hobson, J. A. (1918), "The Time for a League of Nations," *Manchester Guardian*, Sep. 30, p. 8.
- Hobson, J. A. (1919a), *The New Holy Alliance, Union of Democratic Control*, 8p.
- Hobson, J. A. (1919b), "The Big Five," U. D. C., vol. 4, no. 5, p. 305.
- Hobson, J. A. (1919c), "General Smuts on World Government," *Common Sense*, Jan. 18th, p. 34.
- Hobson, J. A. (1921), *The Problems of the New World*, G. Allen & Unwin, viii, 270p.
- Hobson, J. A. (1931), *The Modern State*, British Broadcasting Corporation, 42p.
- Hobson, J. A. (1933), "Is World Government Possible?", *South Place Monthly Record*, Mar., pp. 3-4.
- Hobson, J. A. (1937), "Tolerance and Intolerance," *South Place Monthly Record*, Oct., pp. 2-3.
- Hobson, J. A. (1938), *Confessions of an*

- Economic Heretic*, Allen & Unwin, 217p.
(高橋哲雄訳『異端の経済学者の告白 ホブスン自伝』新評論, 1983年, 238p.)
- Hobson, J. A. (1939), "The Ethics of Humanity," *South Place Monthly Record*, Aug., pp. 3-4.
- Holls, F. W. (1900), *The Peace Conference at the Hague, and Its Bearings on International Law and Policy*, Macmillan, xxiv, 572p.
- Inness, K. E. (1928), *How The League of Nations Works*, Hogarth Press, 63p.
- Laity, P. (2001), *The British Peace Movement 1870-1914*, Clarendon Press, ix, 270p.
- Lawrence, T. J. (1911), *The Principles of International Law*, 4th ed., Macmillan, xxi, 745p.
- Long, D. (1996), *Towards a New Liberal Internationalism*, Cambridge University Press, xi, 273p.
- Long, D. & P. Wilson (eds.) (1995), *Thinkers of the Twenty Years' Crisis*, Clarendon Press, xiii, 347 p. (宮本盛太郎, 関静雄監訳『危機の20年と思想家たち』(2002), ミネルヴァ書房, ix, 371p.)
- Morris, A. J. A. (1972), *Radicalism against War 1906-1914*, Longman, xi, 448p.
- Pheby, J. (ed.) (1994), *J.A. Hobson after Fifty Years*, Macmillan, xiii, 283p.
- Smuts, J. C. (1918), *The League of Nations: A Practical Suggestion*, Hodder and Stoughton, 71p.
- Swartz, M. (1971), *The Union of Democratic Control in British Politics during the First World War*, Oxford University Press, xiv, 267p.
- Taylor, A. J. P. (1957), *The Trouble Makers: Dissent over Foreign Policy 1912-1939*, Hamish Hamilton, 207p. (真壁広道訳『トラブルメーカー イギリスの外交政策に反対した人々 (1792-1939)』, 法政大学出版局, 2002年, vii, 246p, 32p.)
- Winkler, H. R. (1952), *The League of Nations Movement in Great Britain 1914-1919*, Rutgers University Press, xiii, 288p.
- Woolf, L. S. (1916), *International Government: Two Reports*, Fabian Society, 259p.
- York, E. (1919), *Leagues of Nations, Ancient, Medieval, and Modern*, Swarthmore Press, vii, 337p.
- (名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得退学)